

浦添市教育委員会公告第 30 号

小学校早朝管理等業務委託契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、浦添市契約規則第32条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年3月30日

浦添市教育委員会
教育長 銘苺 健



随意契約の事前公表

1 契約件名	令和8年度小学校早朝管理等業務委託
2 契約内容	平日午前7時30分から午前8時30分までの1時間、 小学校の登校管理
3 契約の相手方の 決定方法	選定基準をすべて満たした団体と契約を締結する。
4 選定基準	(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 (2) 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3) 本市と契約実績があり、当該履行状況が良好であること。 (4) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために、就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。
5 申請方法	見積書提出による。
6 契約担当課	教育委員会 指導部 学校教育課 電話番号(098)-876-1234 (内線 6512)